

特
集

一八歳選挙権を考える



連
載

スウェーデンのシティズンシップ教育(最終回)

絵
本

「田澤義舗」(最終回)

名言の舞台	3
特集 18歳選挙権を考える	4
・ 18歳選挙権をめぐる展開と課題	4
明治大学政治経済学部教授 井田 正道	
・ 法制面から見た18歳選挙権と成年者	6
参議院日本国憲法に関する調査特別委員会主査 宮下 茂	
・ 18歳選挙権は意味があるか	8
精神科医 斉藤 環	
・ 18歳成人と市民教育	10
立教大学文学部教授 田中 治彦	
・ 18歳選挙権と明推協活動	12
——選挙啓発～ますます重要さを増す明推協活動と教育現場の連携	
広島県明るい選挙推進協議会会長 岡山 和彦	
スウェーデンのシティズンシップ教育＜最終回＞	14
「若者の手で、若者のために」	
放送大学教授 宮本 みち子	
時の話題 戸別所得補償制度	16
現地レポート 選挙出前授業	18
大分県	
メイスイ列島フラッシュ	20
海外トピックス 南アフリカ	23
絵本 田澤 義鋪＜最終回＞「虚空に矢を射る」	24
協会からのお知らせ	27

られています。

中央に標語を書いた黄土色の帯を配置し、
タイプの異なる4人の若者を左右にバランス
よく描くことにより、標語が目に入りやすい
安定した構図になっています。また、一人一
人のもっている投票用紙には、「将来」「福祉」
「夢」「教育」など、国民みんなの願いが込め

村上 尚徳

文部科学省初等中等教育局教育課程教科調査官

〈表紙の紹介〉

田代 幸久さん
佐賀県立有田工業高等学校3年

平成21年度
明るい選挙啓発ポスターコンクール

文部科学大臣・総務大臣賞作品





あらゆる力を コントロールできるほど 社会は知性的にはなれない

社会はさまざまな問題に直面している。それでは、問題に対してどのように取り組んでいくべきか。決まっ
て出てくるのは、「一人ひとりの個人が
変わればよい」という答えである。し
かしながら、政治や社会の問題を、ど
こまで個人のあり方の延長線上に考
えていくことができるのか。

個人の道徳に頼った問題解決の限界
をもっとも厳しく論じたのが、二
〇世紀を代表するプロテスタント神
学者であるラインホルド・ニーバー
である。道徳主義の限界を唱えたの
が、宗教家であるニーバーであつた
というのが、興味深い。

ニーバーが生きたのは、厳しい冷
戦が続いたアメリカ社会である。理
想主義と現実主義の緊張を説くニー
バーの教えは、広くアメリカ政治・
外交当局者に影響を与えたという。
「主よ、変えられないものを受け入

れる心の静けさと、変えられるもの
を変える勇気と、その両者を見分け
る英知を我に与えたまえ」という、
彼の祈りはよく知られている。

個人は自分を振り返り、その本能
を抑制したり方向づけるための知性
を持っている。しかし、人は集団に
なったとき、自らのエゴイズムを抑
えることができない。社会は自らの
力をコントロールするだけの知性を
持ちえないからである。個人は道徳
的になりうるが、社会は道徳的にな
ることができない。それゆえに、政
治に闘争と権力が不可欠となる。
『道徳的個人と非道徳的社会』とい
う印象的なタイトルの本で、ニーバ
ーは、個人と社会を対置した。

道徳主義に走りがちな「理想主義」
と、権力闘争の契機だけを強調する
「現実主義」をともに乗り越えてい
くこと。ニーバーが模索したのは、
そのような道であつた。

一八歳選挙権を考える

一八歳選挙権をめぐる展開と課題

明治大学政治経済学部教授 井田 正道



近年の展開

選挙制度が存在する限り、有権者の範囲に関する議論はつきまとう。そして、有権者の範囲を確定する基準の一つに年齢がある。わが国では、第二次大戦直後に選挙権年齢が二五歳から二〇歳に引き下げられ、その後六〇年以上にわたって二〇歳選挙権が採用されている。しかし、一九九〇年代末ごろから二〇〇〇年代に入り、一八歳選挙権の主張が所々で見られるようになる。例えば、選挙権年齢引下げを主張する「Rights」という若者を中心とした団体が平成十二年に結成され、活発な運動を展開してきた。

また、地方参政権の一種である住民投票の投票権に関しては、平成一四年に新たな展開が認められた。愛知県高浜市が全国で初めて住民投票への参加資格を「満一八歳以上」と定め、また、同年九月には秋田県岩城町で市町村合併に関する住民投票が実施され、初め

て一八歳と一九歳の者が投票を行い、注目を集めた。

さらに、平成一九年五月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律（「国民投票法」）において、投票年齢を原則一八歳以上と定めた。また、附則で「満一八年以上満二一年未満の者が国政選挙に参加することができる」と等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と定められた。

これらの規定は与野党間の妥協の産物でもあるが、ともかく国民投票という国家レベルの重要政策決定権の有資格を一八歳に与えることを国会で議決したという事実は、一八歳選挙権を主張する勢力にとって追い風になっている。

一八歳選挙権の論拠

ではなぜ、近年になって選挙権年齢の引下げの動きが見られるようになったのであろうか。その論拠を整理すると、次の三点にまとめることができる。

第一は、少子高齢社会への対応という視点である。周知のように、わが国では少子高齢化が速いテンポで進行しており、有権者に占める高齢層の割合が上昇する一方、若年層の比率は低下する一途にある。したがって、政党や候補者は、どうしても「票になる」中高年層に受ける政策を主張する。しかし、年金問題一つとっても、現在の高齢者以上に、こ

主要5カ国の選挙権年齢および成年年齢等

国名	選挙権 (歳以上)	被選挙権 (歳以上)	成年 (歳以上)	刑事上の 少年(歳未満)	義務教育 修了(歳)
日本	20	参議院30 衆議院25	20	20	15
米国	18	上院30 下院25	18	18	16
英国	18	上院21 下院18	18	18	16
フランス	18	上院30 下院23	18	18	16
ドイツ	18	上院18 下院18	18	18	16

(注) アメリカの私法上の成人年齢は45州で18歳、2州で19歳、3州で21歳となっている。

(出所) 国立国会図書館および立法考査局『基本情報シリーズ②主要国の各種法定年齢—選挙権年齢・成年年齢引き下げの経緯を中心に—』(2008年12月)30頁。

れから長い期間、負担世代となる若年層の意思を政治に反映させることも重要である。人口構成ではますます割合を低下させる若年層の政治的影響力を少しでも高めるには、選挙権年齢の引下げが有力な手段という理由である。ただ、仮に選挙権を一八歳に引き下げた場合、一八歳から一九歳の人口が有権者人口全体に占める割合は三％に満たない。この程度の比率で候補者や政党の政策が変わるだろうかという疑問も残る。

第二は、若者に対する政治教育への意義である。若年層の投票参加は不活発な状況が続いており、二〇歳代の投票率は全体の投票率を大きく下回っている。高校までの教育で民主政治や選挙の重要性について学んでいることから、早く投票に参加する機会を与えることによって、国や地域社会の問題について関心を持つきっかけをつくるという理由である。

第三は、世界的な潮流への同調である。国立国会図書館の調べによると、一八九カ国・地域のうち、選挙権年齢を一八歳以下（一六歳・一七歳を含む）としているのは一七〇カ国に及び、全体の九割を占める。G8で一八歳選挙権が採用されていないのは日本だけであり、OECD三〇カ国では日本と韓国（一九歳）を除くすべての国で一八歳以下である（国立国会図書館および立法考査局『基本情報シリーズ②主要国の各種法定年齢―選挙権年齢・成人年齢引き下げの経緯を中心に―』二〇〇八年十二月）。

現状と課題

一八歳選挙権の導入の際に問題となるのが、成人年齢との適合性である。今日の日本では選挙権を持つことは成人（大人）の証しとも捉えられており、憲法においても「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」（第一五条第三項）と規定されている。ただ、学説では、この規定をして未成年者の参政権を禁止するものではなく、民法の成年年齢を引き下げることなく、選挙権年齢を引き下げることが、理論的には可能と解されている。

とはいえ、選挙権年齢と成人年齢は一体として論じられる傾向がある。たしかに、表に示すように、選挙権年齢と成人年齢とは一致している国が多い。成人年齢の引下げについて議論を行った法制審議会も、「特段の弊害がない限り、選挙年齢と民法の成年年齢とは一致していることが望ましい」という結論に達している（法務省HPより）。けれども、法制審は民法の成人年齢の引下げに当たって、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大などさまざまな問題が生じるおそれがあり、引下げの法整備を行うには、「若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現される必要がある」としている。この施策の実行までに時間がかかることも予想され、選挙権年齢が先行して引き下げられるこ

ともありうる。

ただ、国民世論に目を転じると、現状では選挙権年齢の引下げは国民の支持を得ているとはいえない。例えば、朝日新聞社が二〇〇八年十二月に実施した全国世論調査結果では、一八歳選挙権の導入に賛成三八％、反対五七％という回答分布であった（『朝日新聞』二〇〇八年十二月一日）。一八歳成人に対する賛否の分布もほぼ同様であり、国民も一八歳選挙権と一八歳成人をほぼ同一視していることがわかる。現状では、一八歳選挙権導入の障壁の一つに国民世論があり、世論の支持を得ていない状況で引下げを行ってよいかという問題が残る。また、選挙権引き下げを実施するととなると、被選挙権年齢はこのままでよいかという論題も発生するが、被選挙権年齢についてはまだ議論が行われていない。その他、若年層の政治意識を向上させるために公民教育のあり方についても再検討が必要であらう。

一八歳選挙権の導入をめぐるのは、いくつもの課題が存在しているのである。

●プロフィール いだまさみち

常磐大学人間科学部専任講師、明治大学政治経済学部専任講師、助教授を経て現職。専門は政治学、研究分野は選挙・世論分析、選挙制度論。著書として『日本政治の潮流』（北樹出版、平成19年）、『政治・社会意識の現在』（北樹出版、平成20年）など。

法制面から見た 一八歳選挙権と成年者

参議院日本国憲法に関する調査特別委員会
及び憲法調査会事務局主査 宮下 茂

年以上」とすると規定
されている。
**一八歳選挙権に
首相が前向きとの
報道も**

国民投票法附則三条

憲法改正については、憲法九六条において、衆参各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が発議し、国民の承認を得なければならず、この承認には、国民投票において過半数の賛成を必要とするとされている。この手続を具体化した法律が「日本国憲法の改正手続に関する法律」、いわゆる「国民投票法」であり、平成二二年五月一八日から施行される。

国民投票法三条においては、国民投票の投票権年齢は「満一八年以上」とされている。ただし、附則三条において、国は、国民投票法が施行されるまでの間に、「満一八年以上満二〇年未満」の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法等の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。この法制上の措置が講ぜられ、「満一八年以上満二〇年未満」の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、三条の「満一八年以上」は「満二〇

憲法一五条において、成年者による普通選挙が保障されており、公職選挙法九条で、選挙権年齢は「二〇歳以上」とされている。選挙権年齢は、明治二三年から「二五歳以上」とされていたが、若年者の国政参与能力が向上したことなどのため、昭和二〇年に「二〇歳以上」に引き下げられ、民法の成年年齢と一致した。

選挙権年齢を「一八歳以上」に引き下げる論拠は多様である。その第一は、若年者の選挙能力が向上したことである。義務教育が国家および社会の形成者として必要とされる資質を養うことを目的とし、選挙や国会審議の模擬体験も実施されてきており、また候補者の政策や人柄等に関するマスコミ等からの情報が豊富となったからであろう。第二は、世界の八割強の国が「一八歳以上」としていることである。ただ、各国が「一八歳以上」とした理由の一つは、兵役義務年齢との一致であるが、今日の日本では兵役義務は存在しない。第三は、少子高齢化によって、若年者の一層の社会参加が期待されていることである。



参議院が実施している国会審議の模擬体験、「参議院特別体験プログラム」の一場面

マスコミによる平成二二年の世論調査では、引下げに対する賛成は五割にとどまる。一方、民主党は、「政策集INDEX2009」で、選挙権年齢および成年年齢等の引下げを掲げており、鳩山首相は同年一〇月、一八歳選挙権の実現に前向きな姿勢を示した、と報道されている。

なお、裁判員参加裁判法二三条の裁判員と、検察審査会法四条の検察審査員は、いずれも選挙権者の中から選任される。選任される者の年齢は、選挙権年齢が引き下げられるならば、自動的に引き下げられることになる。

民法の成年年齢、引下げが適当との答申

成年年齢は、民法四条において「二〇歳以上」とされている。ただ、例外があり、七五三条によって、未成年者であっても結婚すれば成年者とみなされる。

「二〇歳以上」としたのは、民法が制定された明治二九年当時、日本が欧米諸国と同様の経済・取引秩序を導入することが急務であり、成年年齢を欧米諸国の多くが採用していた「二一歳以上」に近づけようとしたためである。しかし、日本では成年年齢を「一五歳以上」とする慣行が定着していたので、欧米化によって日本の慣行を無視するものとして国民が反発することが懸念された。このため、八世紀の大宝律令、明治九年の太政官布告四一号のいずれでも、兵役および納税義務年齢である丁年（ていねん）を「二〇歳以上」としたことに着目し、民法の成年年齢は、日本古来の法令を根拠として、丁年と一致させたことを強調して、国民の理解を得ようとしたと考えられる。

民法五条一項本文において、未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない、八一八条一項では、成年に達しない子は、父母の親権に服するとされている。法制審議会は平成二二年一〇月、千葉法務大臣に答申を提出し、成年年齢を「一八歳以上」に引き下げることが適当であ

るが、消費者被害防止策や若年者自立促進策が必要であり、引下げ時期は国会に委ねるとした。しかし、マスコミによる世論調査では、引下げに対する反対が賛成を上回っている。

選挙権年齢と成年年齢の関係について、政府は、国民の代表を選出する能力は、契約等を単独で行う能力とは異なるので、必ずしも一致しなくてよいと述べている。また、憲法一五条の普通選挙の趣旨から、民法上の未成年者に選挙権を付与できるとの学説もある。世界的には、「一八歳以上」で一致する国が六割強に上るが、選挙権年齢が成年年齢より高い国、低い国のいずれも存在している。

飲酒禁止年齢等についての検討

国民投票法の成立を受けて、内閣に設置された「年齢条項の見直しに関する検討委員会」は、平成一九年十一月、法律一九一件、政令四〇件、府省令七十七件の合計三〇八法令について、検討することとした。このうち、未成年者飲酒禁止法一条の飲酒禁止年齢、未成年者喫煙禁止法一条の喫煙禁止年齢、競馬法二八条の馬券購入禁止年齢、および少年法二条の少年年齢が特に注目されている。

飲酒禁止年齢と喫煙禁止年齢は、いずれも「二〇歳未満」である。このため、成年年齢を引き下げても自動的に引き下げられるわけではなく、民主党は、危険性、健康被害等を考慮して判断するとしている。マスコミによる

世論調査では、引下げに対する賛成は少ない。競馬法二八条においては、「未成年者」が馬券購入禁止対象とされているので、成年年齢が引き下げられるならば、禁止年齢は自動的に引き下げられることになる。民主党は、その場合でも、健全育成への影響等を考慮して判断するとしている。マスコミによる世論調査では、引下げに対する賛成は少ない。

少年年齢は、若年者の未熟性、可塑性等を考慮して、少年を刑罰より保護処分で教化するため、昭和三年に「一八歳未満」から「二〇歳未満」へ引き上げられた。しかし、世界的には、「一八歳未満」とする国が多く、少年犯罪が増加、凶悪化しているとされていることを背景として、マスコミの世論調査では、引下げに対する賛成は約八割に達している。

なお、選挙権年齢を引き下げても少年年齢を据え置くならば、一八歳、一九歳の者は、選挙違反を犯しても原則として刑罰が科されず、選挙違反に悪用されやすくなる。

●プロフィール みやしたしげる

早稲田大学政治経済学部卒業。参議院事務局職員として、各議員の行う国政調査、政策提示等をサポートしている。執筆論文に「選挙権年齢および民法の成年年齢等の引下げ問題」『立法と調査』（平成二一年七月）、「リスボン条約批准のための憲法改正国民投票」前掲誌（平成二一年一月）等がある（いずれも、インターネット上で公表）。

一八歳選挙権は 意味があるか

精神科医 斉藤 環



成人年齢引下げへの疑問

一八歳選挙権ということに限定しない、全般的な成人年齢の引下げという問題に関していえば、私は一貫して反対の立場をとってきた。

私が反対する理由は単純だ。わが国の政府も社会も世間も、一八歳の、例えば高校を卒業したばかりの若者を大人として扱う準備がまったくできていない。この状況で、形だけ成人年齢を引き下げたらどうなるか。それは、社会に参加できない弱者としての若者を増やすだけになりはしないか。そのように考えるからだ。

内閣府が平成二〇年九月に発表した「民法の成年年齢に関する世論調査」においても、一八歳を成人とする法改正に反対する者の割合は六九%に及んでいる。当事者である高校生に対するアンケート調査もいくつかあったが、いずれも反対意見が半数以上をしめており、当事者たちですら必ずしも引下げを歓迎しているわけではないことがわかる。

賛成派の意見として、引下げによって「若者の大人としての自覚や社会に対する責任感

が向上する」というものがある。

しかし、この点については「いま二〇歳の若者にそうした自覚や責任感がどれほどあるのか」と反問したい。成人年齢を引き下げただけでそうした影響が期待できないことは、目の前の現実を見ればわかることだ。なるほど、選挙権を一八歳に引き下げれば、その直後の選挙は記念行事的に盛り上がるだろう。しかしおそらく、それだけのことだ。制度の改革だけで若者の成熟度に影響を及ぼすことはむずかしい。

いまだに進む若者の未成熟化

精神医療の現場で、ひそかに「成人年齢三〇歳説」が囁かれていたのは最近の話ではない。すでに二〇年前のことである。昨今の成人年齢はさらに上昇して、三五歳説、四〇歳説、あるいは成熟は不可能説まで、さまざまなものがある。もちろんこれらは印象論に過ぎない。しかし、若者の未成熟化という現象は、確実に起こりつつあるのではないか。

ただし未成熟化といっても、さまざまなベクトルがある。それは反社会性としても表現されうるし、逆に非社会性という形を取る場

合もある。一つはつきりいえることは、現在の若者たちが、少なくとも反社会性のほうには向かっていないという事実だ。メディアは「若者の凶暴化」という物語を流布したがるが、犯罪白書などの統計を見るかぎり、最近の若者はおとなしく、より従順になっている。むしろ懸念されるのは、非社会性のほうである。

例えば教育現場では、いじめの高年齢化が問題になっている。近年の傾向としてはつきり指摘できるのは、高校生のいじめの増加であるという。かつて、すくなくとも二〇年ほど前までは、いじめの主たる現場は中学校だった。高校生にまでなつて「いじめ」はダサい、という気分がまだあったのだ。そういう考え方はもう通用しないらしい。

いじめは反社会性の表現ではないか、といわれそうだが、私は日本型のいじめが、家庭内暴力などと同様に、典型的な非社会行動であると見る立場を取る。いずれにせよ、いじめ年齢の上昇が未成熟化の重要な徴候である点に異論は少ないだろう。

私は最近、厚労省の助成金を受けた「ひきこもり研究班」に加わつて調査研究を進めているのだが、その結果明らかになった事実として、ひきこもりの高年齢化が挙げられる。平均年齢はもとより、初発年齢も大幅に上がっているのだ。ひきこもりⅡ未成熟というわけではないにせよ、思春期の問題と思われていたひきこもりが、徐々にそうでなくなりつ

つあるのが現状だ。

こうした状況を踏まえるならば、やはり若者の未成熟化はいまなお進行中であるといわざるを得ない。

しかし、これはある意味で、必然的な流れでもある。どうということだろうか。

「社会の成熟度と個人の成熟度は反比例する」ためだ。社会が成熟すればするほど、個人は未熟になっていく。なぜこんなことが起こるのか。

いわゆる成熟社会とは、社会のインフラが整備されて、ハンディがある人でも生きていきやすい社会のことでもある。未成熟さもハンディの一つと考えるなら、成熟社会は未成熟に対して寛容な社会ともいえる。

かつて社会心理学者のマスグロブは、「青年期は蒸気機関とともに発明された」と指摘した。蒸気機関による産業革命は労働のあり方を一変させ、人々に富をもたらした。これも近代化の一つの側面だ。その結果起こった重要な変化の一つに、まず子どもたちの労働からの解放がある。

やや乱暴な言い方をすれば、思春期・青年期とは、人生において「労働の義務を免除される期間」のことだ。これはそのまま、モトリウムでいられる期間を意味する。社会の成熟は、若者が自己決定をせずに「自分が何なのか」を問い続けていられる期間を延長しつつある。この視点からすれば、若者の未成熟化はほぼ必然的な帰結ともいえる。私たち

はまさにそういう社会をこそ求めてきたのではなかったか。

一般に、個人が早くから成熟を強いられるのは前近代的で苛酷な世界（子供が重労働をさせられるような）に限られる。そう、ほんらい成熟とは、他者や状況によって強いられなければ起こりにくいものなのだ。

求められる「大人」の意識改革

成人年齢下げに賛成する立場の人は、しばしば海外の状況を引き合いに出す。欧米では一八歳で成人が当たり前、日本だけ後れを取っているという議論だ。

しかし私には、これもあまり説得力がある根拠とは思えない。そんなに欧米並みがえらいいというのなら、まず私たち大人の意識から先に「欧米なみ」にするほうが先決ではないか。それというのも、私たち大人の態度は大きな矛盾を抱え込んでいるからだ。

若者の未成熟化を嘆きつつも、二〇歳そこそこの若者を子ども同然に扱う、という矛盾である。毎年繰り返される成人式の報道が典型だ。もはやメディアは「今年はこの成人式が荒れたか」にしか関心がない。「新成人はこんなに幼稚だ」ということのみを強調したがるメディアの態度は、若者をなかなか大人扱いできないわれわれの態度を象徴している。

以上を極論とみなす人でも、自分の子どもが二〇歳になったらすぐ大人として扱えるかといえば、難しいだろう。もし大人扱いした

いのなら、年金や社会保険料を払い、納税の義務も果たしてもらわなければならない。まして高校を卒業したばかりの「少年少女」に、そうした意味での経済的自立を期待する大人はほとんどいないだろう。

ここには制度上の問題もある。日本には、若者対策を専門に取り扱う省庁がまだに存在しない。問題が起こるたびに、厚労省や内閣府が場当たりの研究班を設けるような対応策をとってきた。これは言い換えるなら、政府も若者の庇護責任をその家族に丸投げにしていることになる。われわれ大人が、若者の「子ども扱い」をやめられない背景には、こうした政治の貧困も深く関わっている。

われわれ大人の側、つまり社会や世間の側が、若者を大人として扱う姿勢を持たない限り、成人年齢を引き下げる意味はあまりない。成人年齢と成熟年齢の乖離が進むだけである。これでは「成人」という概念がますます形骸化するだけになるだろう。親離れしない「彼ら」の未成熟を嘆く前に、子離れできないわれわれ自身の未熟さを何とかするほうが先決である。

●プロフィール さいとう たまき

昭和36年岩手県生まれ。平成2年、筑波大学医学専門群環境生態学博士課程修了。医療法人爽風会佐々木病院診療部長。専門は、ひきこもり問題、精神病理学。近著に『関係する女所有する男』（講談社、平成21年）。

一八歳成人と市民教育

立教大学文学部教授 田中 治彦



今、なぜ市民教育か？

一八歳成人の議論は、もともとは安倍内閣の時に、憲法改正の手続きを定める国民投票法案の審議過程で浮上してきた。当時の政権与党である自民党が、この法案を通すために民主党と妥協して、投票年齢を一八歳に下げることと同意したところから始まった。法案では三年以内に一八歳選挙権を実現することになっていて、今年がその三年目に当たる。また、こうした動きの中で、平成二十一年八月には、法制審議会が「民法の成年年齢を一八歳に引き下げるのが適当である」という答申を出した。ただ、答申の中では一八歳成人が契約の主体になれることに対して懸念が表明されている。悪徳商法やマルチ商法に巻き込まれる可能性が増大するからである。

成人年齢の引下げについては、もともと世論の後押しがあつて始まった議論ではないために、一般の人々の関心は高くはない。また、各種の世論調査を見ても、一八歳成人については反対意見が賛成意見をつねに上回っている。先の法制審議会の議論の内容を見ても、

一八歳成人に無条件で賛成という人は少なく、消費者教育やキャリア教育の充実など一定の条件が必要であるとする意見がほとんどである。

もし成人年齢が一八歳ということになると、高校三年で誕生日を迎える生徒が次々と選挙権を得ることになる。これまで大学や専門学校への準備としての「受験教育」が中心であつた高校は、成人直前の子どもたちを教育する最終機関として新たに位置づけられることになる。その意味で高校教育の独自の目的が明確になるわけであり、現在の高校カリキュラムの内容に変革が迫られるであろう。その大きな柱の一つが成人を準備するための「市民教育」である。

選挙権の拡大と公民教育

一八歳成人の問題を選挙権の拡大の観点から捉えるならば、日本社会は過去二度にわたつて大幅な選挙権の拡大を経験している。最初は大正一三（一九二四）年の普通選挙法の成立である。それまで一定額以上の税金を納めた者だけに選挙権が与えられる制限選挙で

あつたのが、この法律により二五歳以上のすべての男子成人に選挙権が付与されることになった。二度目は、第二次世界大戦直後の昭和二〇（一九四五）年の衆議院議員選挙法改正による婦人参政権の実現である。これにより女性も含めてすべての二〇歳以上の成人が選挙に参加する現在の制度になった。

今回、選挙権を一八歳に引き下げるとすれば、これらに続く三度目の選挙権拡大ということになる。

過去二度の選挙権拡大については、そのつど大きな教育改革を伴っている。普通選挙が実施されたその年には実業補習学校の「公民科」教授要綱が制定されている。そして、青年教育、成人教育を推進するための「社会教育課」が文部省の中に設置されている。実業補習学校とは、義務教育を卒業した青年たちに補習教育を施す社会教育機関である。すなわち、普通選挙によって成人になる直前の青年たちを有権者として教育する必要性が生じて「公民教育」が成立したのである。

戦後の婦人参政権の際の教育改革はより大がかりなものであつた。これは占領軍のGHQの指令のもとに行われた教育改革であり、従来の軍国主義教育を一掃し民主主義教育を推進するために、戦前の修身、地理、歴史の教科を排して、あたらしく「社会科」が設置された。社会教育においても、公民館を拠点として青年学級が開始されて、民主主義の啓

発が行われた。今回の一八歳選挙権においても、しかるべき教育活動が行われねばならないわけであるが、それはどのようなものなのか。

新しい市民教育の展開

現在の学校教育においても有権者になるための教育が公民教育として行われている。それは小学校の社会科に始まり、中学校の社会科（公民的分野）、そして高校の「公民」「現代社会」などの科目を中心に教えられている。しかしながら、それらは知識中心であり実践的な力を伴っていない。例えば、三権分立というような民主主義のしくみについての知識は持っているも、身近な生徒会の運営には無関心である、というように、知識と態度が分離している。一方で東京都の公立高校で行われている「奉仕活動の義務化」のように、奉仕精神の涵養といった態度面が強調されている。でも、福祉や地域問題の現状に関する知識とは隔離されていて、現実の福祉問題を改革するような社会参加にはつながっていない。

新しい市民教育はこれらの問題点を克服し、実践的な「社会力」をつけるような学習であるべきであろう。そこでは知識と技能と態度が同時に教えられ、個別具体的な課題にも対応できるような学習が求められる。こうした前提のもとに、今後に期待される市民教育、とくに一八歳を目前にした中学高校段階

での市民教育についていくつかの原則を考えてみよう。

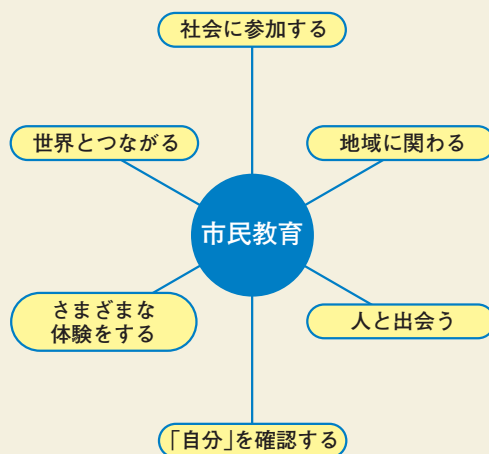
第一に、現在の中学、高校教育においては進学の問題、すなわち受験という関門があるために、実際の社会とは切り離された知識中心の教育が行われている。一部キャリア教育では職場体験などが導入されているが、その他にも実際の地域や社会の人々とさまざまな場面で触れることができるような教育活動が求められる。例えば、実際に地域を回って、さまざまな人と出会い、その中から地域課題を発見し、その解決策を考えるような参加型で実際の学習である。

第二に、二年前のリーマン・ショックで若者の就職が厳しくなったように、現代社会に住む私たちはグローバル化の波に否応なくさらされている。世界の経済や地球温暖化のようなグローバルな課題が自分たちとどのように関係しているのか、を把握できるような教育もまた必要である。参加型の学習として国際教育、開発教育、グローバル教育といった実践の中に多くのヒントがある。グローバルな視野を持った市民教育が求められる。

第三に、中学高校の時代は子どもから大人へと移行し、自分の将来について考える時期である。自分の近未来を見据えながら、自己の生き方を考えられるような教育が必要である。それは職業選択のみでなく、現実社会と

未来展望の中で自分の価値観をより明確にし、社会参加を促すような教育が求められる。一言でいえば「地域につながり、世界を見つめ、自身の将来を展望しながら社会に参加する、参加型の市民教育」を構想したい。こうした展望の中に、現行のさまざまな教育活動が位置づけられる必要があるであろう。

新しい「市民教育」のイメージ



●プロフィール

たなかはるひこ

昭和28年生まれ。専門は、社会教育学、国際教育学。博士（教育学）。（特活）開発教育協会評議員、シャプラニール＝市民による海外協力の会評議員、シャンティ国際ボランティア会代議員。主著に、『国際協力と開発教育－「援助」の近未来を探る』（明石書店、2008年）、『子ども・若者の居場所の構想』（学陽書房、2001年）など。

一八歳選挙権と明推協活動

選挙啓発——ますます重要さを増す
明推協活動と教育現場の連携

広島県明るい選挙推進協議会会長

岡山 和彦



既成概念を打ち破ろう

選挙権が二〇歳から一八歳に引き下げられても「選挙や明推協活動のあり方は変わらない」との声も聞かれる。そうだろうか。私個人は、年齢引下げがわが国の参政権に歴史的な変化をもたらすものと期待している。同時に、そうあってほしいと願っている。

というのも、二歳の引下げだが、これにともない少年法や飲酒・喫煙法など三〇〇を超す法令が改められ、一八・一九歳を成人とみなす新たな規範や社会の仕組みと生活概念が生み出される可能性を秘めているからである。そうした視点に立てば、明推協活動の新たな役割も見えてくる。そして、マンネリズムに陥っていた政治と選挙の關係に風穴を開ける効果をもたらすかもしれない。

第二次大戦後、男女等しく二〇歳選挙権を得て自由民主国家の優等生として認められてきたわが日本だが、このところ二〇歳を経ても社会人としてなかなか独立できないモラトリウム現象が増長するばかりだ。特にこの層の選挙不参加は目立っている。確かに、その一点を見れば、一八歳引下げになるとさらに投票

率が低下する恐れもある。だが一方で、若者たちを信頼し責任を託すことで国づくりへの参加と自覚を促す作用も大いに期待できよう。

それに、一八歳選挙権は世界のすう勢である。先進国である日本の若者たちの選挙参加が後れをとっているのは、われわれ大人の責任であり、まことに不名誉なことである。また、若い力を国政に反映できないことは、わが国の大きな損失でもある。

一八歳選挙権の付与は、若者を信じ育てる社会づくりへのまたとないチャンスと捉えるべきだろう。「今時の若い者は頼りにならない」というのは、いつの時代にも聞かれる大人の練り言である。変革を恐れず、明推協活動の立場から一八歳選挙権対応への課題と提言を述べてみたい。

学校教育との連携のあり方—— 高校では「選挙本番教育」の実践を

私たち明推協はこれまで、さまざまな形で学校教育との連携に取り組んできた。広島県明推協も県選挙管理委員会とタイアップしてこの三年間、県内の小中学校を対象に「選挙出前講座」を実施してきた。選挙について考

える独自のミニテキストを作成し、担任教師の協力を得ながら、選管職員と明推協役員や実践委員が講師となり、ときには模擬投票も行うという授業内容である。

当然のことながら、二〇歳選挙権行使を前提としてのカリキュラムである。今後は一八歳選挙権時代に即した内容に踏み込む必要がある。小中学生段階ではその必要はないとの考えもあるが、社会生活の規範や仕組みが変化するのだから、それを反映した指導学習が求められる。その視点と心構えがあるかないかで、児童・生徒に及ぼす教育効果も大きく違ってくるのではないか。

こんなことがあった。広島県西部の中学校で「選挙出前講座」を開いたとき、講堂に集まった生徒たちに「来年（平成二二年）五月から国民投票法が施行され、一八歳投票権が認められます」と私が話したところ、教職員も含めて「えっ！」という驚きの声があつたことを鮮明に覚えている。学校教育現場の参政権についての情報不足や関心の乏しさを痛感した次第である。

一八歳選挙権が実現すると、高校では三年生が対象となる。「選挙出前講座」が成人になるための事前学習の場ではなく、まさに投票権行使の「本番学習」の場となる。これまでの政治制度を教える教育から、どんな基準や考え方で投票すべきかという実用的な教育が不可欠となる。明推協がコーディネーター役となり、これまで大学で行われていた「ワーク



「シヨップ」や「投票実践」を高校現場での実践につなげたい。いま流行の大学のオープンキャンパスに高校生を招いて、政治と選挙についての交流学習をする手法もある。

ただ、学校教育現場での「選挙出前講座」開催における共通の悩みは、制度的に確立されておらず不安定なことである。広島県の場合も、学校長経験者の明推協役員らの個人的なつながりを頼りに実施しているのが実態だ。一八歳選挙権引下げを機に、これらの課題に対応できるような教育現場の受け入れ態勢の充実に望むところである。

「新成人」の参画へ新たな工夫を

一八歳選挙権付与によって、社会の規範や仕組みなどが変わるとなると、明推協活動と家庭・地域との連携のあり方も、時代の変化に対応できるものでなければならぬ。

民法の成人年齢引下げに関する法制審議会部会最終報告では、成人年齢引下げの意義として、①若者を将来の国づくりの中心としていくという強い決意を示すことにつながる、②一八歳に達した者が自ら就労して得た金銭を法律上も自らの判断で使うことができるようになるなど、社会・経済的に独立した主体として位置づけられる——と指摘。問題点とし

ては、契約年齢も引き下げられ消費者被害が拡大する恐れがあり、消費者教育の充実が必要——としている。

家庭では、飲酒・喫煙の解禁など親権が及ばなくなる一八・一九歳の生活指導、さらに「新成人」としての自覚と義務の履行といった課題がクローズアップされよう。また、地域行事への参加と役割も、一八歳以前とは重みが違ってくる。高校生を対象にした公民館などでの「選挙トーク」も現実味を増すだろう。こうした課題を地域の明推協活動の中心にどう取り込み、生かすのか。知恵を絞りたい。

明推協活動の自己改革——歴史的役割は終わったのか？

国民の注目を集めた、あの行政刷新会議の「事業仕分け」で、明るい選挙推進委託費が廃止の判定を受けた。かろうじて復活は果たしたものの、仕分け委員からは「明推協の役割は終わったのではないか」との指摘があったと聞く。戦後の民主主義の推進と定着に尽くしたと自負する明推協活動だが、厳しく受け止めるべきであろう。

明推協活動の歴史を振り返ってみれば、昭和二十七年の発足時からしばらくの高揚期を経て、有権者の選挙への義務感も次第に薄れ、投票率も下降線をたどってきた。先輩諸氏の努力にもかかわらず、時代の経過とともに活動もマンネリ化してきた事実是否めない。その要因はいろいろ挙げられるが、いま何よりも

大切なことは明推協活動の自己改革の姿勢であろう。発足当時のような自立した組織や活動になっているのかどうか、再構築が必要だ。

その意味で「一八歳選挙権引下げ」は、「二〇歳選挙権時代」の選挙をめぐる閉塞状態から脱出する、千載一遇のチャンスとなるのではないかと受け止めている。そのためには、まずわれわれ明推協会員自身が、「一八歳成人・選挙権付与」の意義と内容をよく学習して、有権者への啓発に取り組むという姿勢が求められる。もともと安倍内閣時代に成立した「国民投票法」から派生したこの問題は、国民の十分な理解を得ているとはいえない。まずもって周知徹底が望まれる。

新たな道を切り開こう

新聞等の世論調査では「一八歳成人・選挙権付与」には、いまのところ賛成意見に対し反対意見の方がやや上回っている。三〇〇を超す法令改正もまだ詰め切れていないようだ。としても、施行されれば明推協活動の新たな道を切り開ききっかけになることは間違いない、と確信している。

●プロフィール

おかやま かずひこ

昭和38年中国新聞社入社。報道部記者、論説委員、国際部長、解説委員室長、取締役論説主幹などを経て顧問。平成18年から広島県明るい選挙推進協議会会長。財団法人明るい選挙推進協会理事、広島都市学園大学客員教授ほか。

若者の手で、若者のために

放送大学教授 宮本 みち子

前回は、生徒が学校の運営に参加し、そこで民主主義とはどういうものかを体得し、自分たちの力で社会を作っていく経験を積んでいるヨンショープン・コミュニケーションの紹介をしました。今回は、もう少し年長の若者たちの活動を紹介しましょう。

「若者の手で若者のために」 全国青少年協議会

若者が社会に参画し影響力を持つためには、エンパワーメントが必要です。つまり若者が具体的な力を持つことが必要です。ストックホルムの中心地にある全国青少年協議会（LSU）というNGOは、「若者の手で、若者のために」をスローガンに掲げ、若者の社会的影響力を増すための活動をしています。

LSUは、一九四七年に設立された、全国の青年組織を束ねる非政府組織（NGO）で、三〇歳までの四〇名の若者によって運営され

ています。LSUは、これらの青年組織が活発に活動できるように、体験の共有と相互学習のためのミーティング・スポットとして、研修・相談・情報提供を行い、それによって参加団体の力がついていくことを目指した活動をしています。そのことが、若者の社会的発言力を強めていくと考えられているのです。運営費は国から出ていますが、さまざまなプロジェクトごとに獲得する助成金という形態で入手しています。本部はストックホルムにあり、全国の八四の青少年・若者の諸団体が加入しています。ずっと以前には国際的なテーマを扱っていましたが、一九七〇年代以後、青年組織に若者が参加しなくなるという危機に直面する中で、国内問題に比重を移すようになりました。

LSUの活動には、スウェーデンの青年政策が強く投影しています。そのことをスタッフが明確に認識していることに、私は強い印

象を持ちました。

国の政治に対して若者の意見を反映させるための活動はLSUの重要なミッションです。

私がインタビューしたスタッフの一人、クリステーナ・ボルソンさんは、若者の参加の意味を、つぎのように表現していました。

「若者の参画を、単に若者用に席をあけるという意味で捉えるなら、それは見世物としての参画にすぎません。若者が、参加する権利はあっても影響力を持っていないのは、実際の力を与えないからです。重要なことは、参加するための席を与えるだけでなく、社会に対する若者の影響力を持たせることです。議員選挙ではたくさんさんの若者候補者が当選しますが、多くがそこを去ってしまいます。なぜなら、彼ら自身では影響を及ぼせないと感じるからなのです。」

組織体験活動が若者を育てる！

若者の力をつけるための研修は、LSUの重要な任務と位置付けられています。「社会の中で積極的に活動をするために、私たちはお互いにお互いを教え合っています」という



ボルソンさんへのインタビュー（左：著者）

LSUの内部



のです。若者の力をつけるためには、子どもの頃から教育や学習の積み重ねが必要ですが、それは学校教育のようなフォーマルな教育に限らず、生きた社会での体験を通して

たインフォーマル教育が重要です。特に、子どもの頃からの組織体験活動が、どのような種類のものであれ、自立のための重要な学習の場になると指摘されています。

このような幼少時からの経験の上に、成長後の生きた社会におけるインフォーマルな実地経験・学習が、若者をエンパワーメントするということです。

政治への参加を学ぶ模擬投票

さて、スウェーデンには中高生が投票できる学童投票（模擬投票）があります。国政選挙に先がけて実施され、数十万人の生徒が投票に参加します。国内の多くの学校が参加するイベントとして教育の一環に位置づけられています。本物さながらの「模擬」選挙

は、全国レベルで集計され、その結果に関心が寄せられます。将来の社会を担う若者が今の政治をどのように見ているのか、社会に対する大きなシグナルになっているからです。

学童投票を実のあるものにするためのさまざまな工夫があります。候補者が学校に選挙演説に來たり、生徒が候補者に代わって演説したりします。選挙期間中にはあちこちに政党の選挙キャンペーンの小屋ができますが、市民に混じって中高生もこの小屋をさかんに訪ねます。というのは、教師は選挙を社会科（公民科）の生きた教材として使うことが多く、授業の中のグループワークとして、生徒に政党や立候補者の政策を調査させ、その結果を発表させるからです。社会科の生きた教材として、選挙ほどよいものはないと考えられています。

日本の取り組みは低調

六回にわたってスウェーデンにおける若者の社会参画への取り組みを見てきました。ひるがえって日本の現状を見ますと、若者を社会のメンバーとして積極的に参画させようとする動きはあちこちにあるとはいえ、大きな勢力とはなっていないません。何よりも、スウェーデンで見られるような、国や地方自治体の青少年政策の柱とはなっていない状態です。イデオロギーによる政治が効果を失ってから久しく、経済的繁栄の中で個人指向と消費

指向の価値観が浸透するようになって以来、若者に限らず政治的無関心が広まりましたが、若者により顕著です。

世界的に見ても日本の若者の投票率は著しく低く、若者の不安定雇用の拡大や、年金制度の崩壊など、どれをとっても、特に若者たちの将来に深刻な影を投げかける問題であるにもかかわらず、積極的な発言や行動が見られる状況にはありません。むしろあきらめて、社会から退行していく若者の数が多い状況に、日本の深刻な問題があるのではないのでしょうか。

青少年の社会への参画が日本を救う

スウェーデンの取り組みと比較して強く感じることとは、日本の若者の政治離れは、家庭・学校・地域その他において、若者の社会への参画をなおざりにしてきたことと密接に関係しているということです。若者が社会においていかなる影響力も持てない状況が、自信や自尊心を奪い、無力感を生む原因となっているのではないのでしょうか。

義務教育段階から社会への参加を促し、身近な日常生活の中で声を発することを奨励し、大人たちがその声に耳を傾け、社会をよりよくするために活かそうとする社会になることが、子どもや若者を社会の担い手としてたくましく育てることにつながるのです。

時の話題

戸別所得補償制度

日本の農業が大きく変わる。鳩山政権による戸別所得補償制度が平成二二年度からスタートし、農業政策はこれまでの大規模農家育成から、すべての販売農家を対象にした直接所得補てんへ大きく舵が切られる。

自給率向上がねらい

まず、戸別所得補償制度を導入する理由から考えてみよう。赤松広隆農水相は昨年十二月二二日、「農業・農村は農業者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の疲弊など危機的な状況にある。食料自給率の向上を図り、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持つて生きていける環境をつくり上げることが戸別所得補償制度の目的」などとする談話を発表し、生産者に対して新しい農政への参加を求めている。ここで注目したいのが「自給率向上」だ。

二〇〇五年に六五億人だった世界の人口は、二〇五〇年には九一億人に達する見込みだ。特に世界の人口の四割を占め、今後、急速な経済成長が見込まれる中国とインドの食料需要の変化は、世界の食料需給に大きな影響を与える。

こうした中で、日本の食料自給率は先進国の中でも立ち遅れており、供給熱量ベースの総合食料自給率（二〇〇三年）を見ると、日本の四〇％に対し、オーストラリア二三七％、米国一二八％、フランス一二二％。国土が狭いイタリアでも六二％を確保している。

国民はこうした日本の食料自給率の低さに不安を持つており、そのため農水省は平成二二年春に策定する食料・農業・農村基本計画で、一〇年後に食料自給率五〇％を目指すことを打ち出す方針を示している。

農水省は今回の新制度を自給率向上の一環と位置づけており、実際に向上すれば国民とすれば歓迎すべき制度となる。

新規需要米には八万円支給

では、戸別所得補償制度はどのような仕組みなのだろうか。簡単にいえば、戸別所得補償制度とは「農産物の販売価格が生産コスト（いずれも全国平均）を下回った場合、国が直接差額を穴埋めする仕組み」だ。

実は、今回の制度は「戸別所得補償制度」といっても、「水田利活用自給力向上事業」と「米戸別所得補償モデル事業」の二事業で、農水省はこの二つを合わせて「戸別補償制度」としている。しかし「水田利活用自給力向上事業」は、戦略作物などへ直接助成するというもので、「販売価格と生産コストの差額を国が直接支給する戸別所得補償制度」といった場合、後者の「米戸別所得補償モデル事業」が中核になる。

「水田利活用自給力向上事業」は、その名のとおり水田を有効活用して自給率の向上を目指すもので、麦、大豆、米粉用米、飼料用米などの作物を生産する販売農家に対して、主食用米並み程度の所得を確保できる水準の交付金を直接支払うものである。麦、大豆、飼料作物なら一〇アールあたり三万五千円、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米などの新規需要米には八万円、そば、なたね、加工用米には二万円、が支給される。

これまで需給調整（減反）に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず、すべての生産者を助成対象としている。

一律一万五千円＋価格変動補てん

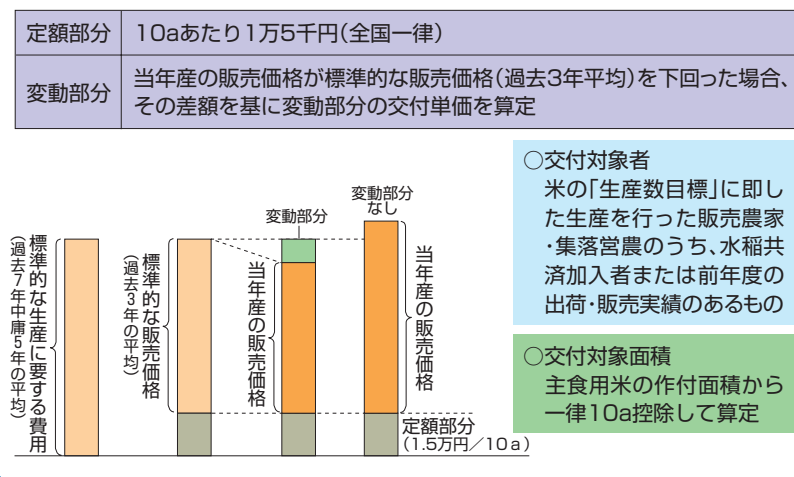
これに対しコメ農家への所得補償である「米戸別所得補償モデル事業」はどのような制度なのだろうか。

農水省は「意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施する」と定義しており、「定額部分」と「変動部分」の二本立てとなっている。

定額部分は「標準的な生産に要する費用と、標準的な販売価格の差額相当分の助成」で、来年度の場合一〇アールあたり一律一万五千円支給する。一方「変動部分」は「当年産の販売価格が標準的な販売価格（過去三年平均）を下回った場合、その差額を基に変動部分の

米戸別所得補償モデル事業の概要

事業の仕組み



交付単価を算定」して支給するもので、つまり、当年産の販売価格が過去三年の標準的な販売価格を上回った場合は支給されないが、下回った場合にその部分を補てんする仕組みとなっている。

こちらは水田利活用自給力向上事業とは異なり「米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者または前年度の出荷・販売実績のあるもの」を交付対象としており、生産調整への参加が前提となっている。ただし「主食用米の

作付面積から一律一〇アールを控除して算定」としており、一〇アール以下の部分については自家飯米や縁故米用とみなされ、算定対象にはならない。

政権交代で大転換

今回の戸別所得補償制度は、いうまでもなく、民主党が昨年の衆院選で打ち出したマニフェスト(政権公約集)に「農畜産物の販売価格と生産費の差額を基本とする戸別所得補償制度を販売農家に実施する」と盛り込んだものだ。

これまでの自民政権は「品目横断的経営安定対策」など、大規模農家の育成を主眼にし、輸入農産物に対抗できる国内農業の確立を目指しており、これまでの農政を一八〇度転換することが極めて難しかった。しかし、民主党政権の誕生でこれを大転換することが可能となったわけだ。

課題山積の戸別補償

鳴り物入りでスタートする戸別所得補償だが、課題は山積している。そもそも、戸別所得補償とはいっても、個々の農家の経営状況に見合った所得補償制度ではない。

昨年十一月一七日に開かれた衆院農林水産委員会では赤松農水相は、「これは非常にわかりやすく申し上げると、戸別所得補償ですから、戸別に直接お金を支払います。交付金を払います。もっと極端に言えば、国の機関である農政局から、農業者の農協や郵便局の口座に直接支払う、振り込みをしますよという

ことだ」と述べ、戸別の経営状況に応じた補償ではないことを明らかにしている。

また、定額部分の一万五千元は、生産費統計(全国平均)の経営費の全額と家族労働費の八割の過去七年分のうちの五年平均で割り出したものであるため、生産コストが高い零細農家は赤字補てんにとどまり、生産コストが安い大規模農家はほど有利になるとの見方もある。農水省は平成二二年度予算案に戸別所得補償制度のモデル事業として五六一八億円を計上している。しかし、農産物は天候に左右される「商品」だけに、大豊作になりコメの市場価格が低下した場合、財政負担が増すことも避けられない。その上、仮にこの制度が国家財政上、長期間続くことが困難と想定されるとしたら、中・大規模農家が生産コストをこれまで以上に切り下げる努力をしなくなる恐れもある。

このほか、水田利活用自給力向上事業で八万円の助成が行われる新規需要米が、主食用米として市場に出ないという保証があるかどうかも依然して不明だ。

戸別所得補償制度は二二年度にモデル事業として行われるが、仮に制度がうまく機能しなかったからといって、二三年度から再び仕組みを変えることは避けなければならない。農業生産者は「猫の目農政」に翻弄され続けていただけに、生産者が安定して農業を担っていく社会、消費者が安心して食料生産を任すことができる社会を構築することが必要だ。

選挙 出前授業

大分県

「ただしくん」などを立てて模擬投票を行います。各候補者の主張は、学校での身近な課題について、担任の先生に設定してもらいます。また、児童・生徒には、投票するだけではなく、名簿対照係や開票係など選挙事務も体験してもらいます。

マニフェストゲームの詳細

ゲームの設定は次のとおりです。

大分県選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会は、平成一八年度から、小中学生に政治や選挙について学んでもらおうと、選挙職員が小中学校に出向き、正規の授業時間の中でマニフェストゲームや模擬投票等を行うという「選挙出前授業」を実施しています。平成二一年度は七校（小学校六校、中学校一校）で実施しました。

コースは、マニフェストゲームおよび模擬選挙のコースと、○×ゲームおよび模擬選挙の二種類があります。

マニフェストゲームは、二時限、約九〇分間要します。仮想のまち（「めいすいくん」）を設定し、少人数のグループに分かれて、各グループでどの様な「まち」をつくりたいかを話し合い、その結果をマニフェストとして発表します。また、どのマニフェストがいいか、どの候補者に投票するかを考え、投票し、開票も体験してもらいます。

○×ゲームおよび模擬投票は一時限で行います。まず、選挙に関するクイズを一〇題出し、児童・生徒に○×で回答してもらいます。その後、候補者（「めいすいくん」や



「あなたは〇〇市の住民です。ここでは今市長選挙が行われようとしています。選挙の争点は三つ。ごみ処理場の建設と、公共施設の建設（美術館、自然公園、サッカースタジアム、動物園、病院のいずれか一つ）と、民間企業等の誘致（企業・工場、ショッピングセンター、大学のいずれか一つ）です。各施設をつくるには、それぞれかかる費用が定められています。各施設を建設または誘致できる場所は、A地区、B地区、C地区の三カ所です。」

ゲームは次のように進めます。グループに分かれ、ゴミ処理場の位置、どんな施設を作り、どんな民間施設を誘致して、どんな街にしたいかを考え、グループの意見をまとめます。それを具体的に示したマニフェストを作り、クラス全員に向けて発表する選挙公報に記載します。次に、各グループの代表が立会演



まちづくりマップ

説会で、選挙公報を使ってマニフェストを発表します。他の児童・生徒は演説を聞いて採点リストを付け、誰に投票するかを決めます。投票は、実際の投票用紙、投票記載台、投票箱を使って行います。開票は、開票係が計数機を使って、候補者ごとの得票数を計算します。有効投票の最多数を得た候補者が当選し、選挙管理委員会委員長から当選証書が付与されます。

○×ゲームの選挙クイズ

クイズは「選挙で投票できるのは？」「大分県知事に立候補できるのは？」「選挙についていくらかかるの？」「当選確実は誰が決めているの？」など選挙全般に関する問題のほか、「めいすいくん」に関する問題もあります。

二つのコースを設けている理由は、学校側の都合を考慮しているためです。マニフェストゲームはマニフェストを作成することから始めるため、前記のとおり二時限を要しますが、○×ゲームは一時限で行える内容になっています。対象の学年、児童数等に応じ学

校側、担任の先生の考えが反映されるよう、選出できるようにしました。

きっかけ

選挙出前授業を始めたきっかけは、若年層の投票率の低下や国民投票および選挙権年齢引下げの議論がきっかけですが、それに加えて義務教育課程において、政治・選挙の大切さを具体的に学んでもらいたいこと、「シテイズンシップ教育」が重要視されてきていること、平成二三年度小学校と二四年度中学校の新学習指導要領において体験型学習が重要視されることが挙げられます。

工夫・留意している点

開始後に改善した点は、一つは、出前授業を広めるために、児童・生徒により身近な選管が主体となって授業を実施することが重要であるので、学校に近い市町村選管に参加してもらったようにしました。

二つには、〇×ゲームの後に行う模擬投票は、当初は「めいすいくん」など好きなキャラクターを選んでもらっていましたが、自分で考えて投票することや意思決定の形成を体感してもらうため、候補者の主張を比較して投票できるよう、候補者の主張を担当の先生に設定していただくようにしました。内容は、児童・生徒にとってより身近な問題を考えてもらっています。

児童・生徒に強い印象を持ってもらうため、できるだけ考える機会や発言する機会を設け、楽しく思い出に残る授業になるよう心

がけています。また、政治・選挙をより身近に感じてもらうために、身の回りにある法律（道路交通法）や税金（消費税）の話をするなど、児童・生徒になじみのある言葉を用いています。

選挙出前授業の拡大と浸透を図るために、平成二〇年度は小中学校の教師が参加する社会科科目研修会で時間をいただき、授業の紹介を行いました。また、授業を取材・紹介してもらえよう、マスコミに知らせています。

児童・生徒や先生等の様子

児童・生徒、先生や学校等から好評をいただいております。また、授業後に多くの質問も寄せられました。

児童・生徒からは、「自分の意見をはっきりと発表したり、みんなと真剣に話し合うことができて楽しかった」「立候補者も大変だけど、誰に投票するかを考えることもなかなか難しいことがわかった」「ＢＰコートの投票用紙や計数機の使用などから、さまざまな工夫に驚いた」などの感想がありました。

先生・学校からは、「普段なじみのない『政治・選挙』を楽しく勉強でき、自然に学ぶことができる」「教科書にはない多くの情報や知識を吸収できた」「社会科授業では、体験しながら学ぶ機会が少ないので、とても貴重な経験ができた」などの意見をいただきました。

選管職員にとっての効用

選管職員にとっても、出前授業は選挙制度

の仕組み等を深く学ぶきっかけとなっています。限られた時間の中で、選挙制度を児童・生徒が理解しやすいような表現やたとえを用いて説明するには、制度の趣旨等を深く学ぶ必要があります。また、児童・生徒からの「なぜ」「どうして」の質問にわかりやすく答えるためには、制度の背景や理由等を学ぶ必要があります。選挙制度の歴史や背景、諸外国の制度を学ぶ機会となるため、学習範囲は選挙権の重要性から人権等にまで広がります。それらを学ぶことにより、自分たちが携わっている仕事の重要性や必要性を見つめ直すきっかけとなっています。

また、教育機関への貢献として、選管が使用している道具や実務のノウハウを紹介することにより、学校現場で最近重要視されている体験型学習への貢献につながり、児童・生徒の視野を広げることにもつながっています。

これからの展開

現在は県が全県にわたって授業を実施していますが、児童・生徒に身近な市町村で授業をすることが重要だと思います。そのため、今後は市町村選管が地元で授業を実施できるよう、県選管で積み上げたノウハウの紹介や教材の提供など、できる限りの支援をしていきたいと考えています。また、「出前授業」をさらに拡大、浸透させるためにも、当該授業の目的や大切さを学校や教育関係者に認識してもらえよう、あらゆる機会を捉えてPRしていく必要があると考えています。



明るいう選挙出前授業 福岡市

福岡市選管は、将来の有権者に選挙への関心を高めようと、今年度から小学校六年生を対象に、市内一〇校で出前授業を実施しました。一月二七日には市立草ヶ江小学校で行われ、選管職員がクイズを取り入れながら選挙の歴史や仕組み、投票率が低下している現状などを説明した後、「小学校最後の給食には何を食べたいか」をテーマに、三人の候補者を立てて模擬投票を行いました。



福岡市の選挙啓発ボランティアグループ「セセウフ」のメンバーが候補者に扮し、それぞれ唐揚げ、カレーライス、煮込みハンバーグなどを

「公約」としました。投票所入場券と選挙公報が配られ、演説を聞いた後、一〇九人の児童が本物の投票記載台や投票箱、本物と同じ紙質の投票用紙を使って実際の選挙と同じ手順で投票し、ポークカレーとフルーツ盛り合わせを公約に掲げた「ふるつかれん」さんが当選しました。

新聞、テレビにも取り上げられ、「今日は簡単に決められたけど、本当の選挙では自分の一票にもつと責任を感じるはず」との記事が掲載されました。

初歩から学ぶ選挙スクール 徳島県

徳島県選管は、小中高校生に選挙への関心を持ってもらおうと、一七年度から「初歩から学ぶ選挙スクール」を実施しています。二月一九日には阿波市の久勝小で行われ、六年生三〇人が、本物の投票記載台や投票箱を使って模擬選挙を体験しました。

県、市の選管職員が選挙の歴史や制度を説明した後、県のマスコット「すだちくん」と明るい選挙イメージキャラクター「めいすいくん」が立候補して、学校のマスコットキャラクターを決める模擬投票を行いました。開票・計算・

審査の各係に分かれて開票作業も体験し、すだちくんが当選しました。新聞で取り上げられ、「母と投票所に来たことはあるが、実際に書く時は緊張しました。選挙権がもらえたら、投票に行ってみたい」などと報じられました。

明るいう選挙私のまちづくりプラン コンクール 沖縄県

沖縄県明推協・選管は、まちづくりのプランを競うコンクールを開催し、中学二校から九〇チーム、一一八人が応募しました。まちづくりを考えることで、さまざまな政治的課題や地域的課題に関心と意見を持つ、主体的に政治参加しようとする有権者を育てることを目的としています。

プラン作成には二種類の方法があり、①架空の島のまちづくりシミュレーションゲームを行い、その成果をマニフェストとして作成する方法と、②県内市町村を題材に、公共施設などの新設案や既存施設の改善案を考え、プランを作成する方法です。

最優秀賞には、西原町の西原東中学二年生の玉那覇知佳さんと琉球大学附属中学三年生の宇久田花奈さん、末吉考也さん、諸見里樹

さんおよび桃原美樹さんのチームが選ばれました。玉那覇さんは、西原町の安全面の向上策として、外灯、カーブミラー、歩道の設置を提案し、具体的に必要な場所と理由を地図に落とし込みました。宇久田さんたちのチームは、国道三二九号線をより「人も車も使いやすい道路」にすべく、交通事故の原因を調べ、その対策を提案しました。

わけもんの主張 宮崎県

宮崎県明推協・選管は、二月二〇日(土)にJ A・A Z Mホールで、若者が選挙や政治に関して日ごろ考えていることや感じていることなどを発表する「わけもんの主張」を開催しました。参加者の親族や市町村明推協委員のほか一般の方も多数来場し、三〇〇人を超える聴衆が集まりました。

対象者は県内の一八歳～二九歳で、県内七ブロックで予選を行い、それぞれ優秀な成績を収めた計一四名が県大会に進出します。一七年度までは新成人を対象とする「新有権者意見発表会」として開催していましたが、宮崎弁で「若者」という意味の「わけもん」に改称するとともに、対象を二三歳まで

としました。今年度からは国民投票制度の施行を見据え、また、社会人や主婦といったさまざまな方々による意見発表となるように対象をさらに広げたところ、自衛隊員、保育士、消防士、一般の公務員、民間企業の社員、林業従事者、学生などで幅広い発表者となりました。

審査の間には、政治心理学やコミュニケーション論が専門で神奈川県明推協常任委員でもある明治学院大学副学長の川上和久教授が、「若者の政治参加を考える」と題する講演を行いました。

最優秀賞は、「一票の意味」の題で発表された宮崎・東諸県支会代表の大学生・塩手希さんでした。塩手さんは「メディアで大きく取り上げられがちな政治家のちょっとした失態や人気度などから、好みの政党を決めたり、政治のイメージを作り上げていた」ことを反省した後、下記のように結びました。

「父は郵便局に勤務しており、



民営化後、勤務スタイル、業務の区分が変わったと話していました。

私が他人事として見ていた政治は、よく考えれば本当に身近な問題でした。民営化後の良い点・悪い点など考えようとすれば、機会はたくさんあったのです。しかし、私は無関心で、父の帰宅時間が下がったかな、ぐらいにしか考えていませんでした。本来ならば、もっと関心を持ち、自分の現実生活と結びつけて、自分なりの考えを持たなければいけなかったはずです。私の一票を意味のある一票とすること、私たちが政治を作り、政治は私たちの生活のためだという思いを、みんなに伝えようと思いました」

明るい選挙推進講演会 新潟市

新潟市明推協・選管は、三月七日(日)に市立中央図書館ホールで、大学教授二人による二部形式の講演会を開催しました。

一部では政治思想が専門の同志社大学大学院アメリカ研究科の岡野八代教授が「どうする？政治の今後、私たちは政府になにをさせるのか」と題した基調講演を行い、二部では「政権交替した新しい日本の政治に私たちはどう向き合えば

いいのか？」をテーマに、

岡野教授と現代政治理論が専門の新潟国際情報大学情報文化学部



越智敏夫教授が、会場からの質問を交えて対談を行いました。対談では「政治に絶望することなく、一人ひとりが政治に対して、あらゆる場面を通じて要求することが大事、そのためには選挙を通じてその意思を示すことが必要」などと語られました。

この講演会は、新潟市男女共同参画推進センターとのコラボ事業として実施されました。

選挙啓発公開講座 山形県

山形県明推協・選管は、三月三日(水)に山形国際交流プラザ大会議室で、将来の有権者が政治や選挙への関心を高められる効果的な選挙教育や啓発活動のあり方をテーマとする公開講座を、県教育委員会、県連合小学校長会、県中学校長会、県高等学校長会の後援を得て開催しました。明推協・選管

関係者のほか、小中学校教師七人、高校教師五人が参加しました。衆院選に関する選挙表彰に続いて、「イギリスの学校における有権者教育」をテーマとした講演がありました。講師は、私たちの広場にもご執筆いただいた城西大学経営学部の新井浅浩教授です。続いて「学校教育と連携した活動事例」として、横浜市青葉区明推協が行っている小学校での模擬選挙(デザート選挙)について、同区推進委員の藤本武巨さんの発表がありました。

選挙啓発推進者合同研修会 山口県

山口県明推協・選管は、二月二一日(日)に山口県セミナーパーク研修室で、「今、選挙啓発を考える」と題する研修会を開催しました。明推協・選管関係者、青年法政大学修了者のほか、社会教育関係者などが参加しました。

まず、シティズンシップ教育を实践する沖縄県明推協の島袋純会長(琉球大学教育学部教授)による、「学校教育における選挙・政治啓発」をテーマとする講演がありました。島袋会長は、①民主政治の主体は市民(シティズン)であること、②市民的能力育成の教

育の意義と明推協による選挙啓発の意義と役割、③市民的能力習得の学習の不足と話し合い学習の意義、④市民的能力育成の学習プログラム開発の必要性について話されました。

つづいて、青年法政大学防府会場の二一年度受講生の二グループによる自主研究の発表が行われました。それぞれのテーマは「わたしたちの環境とエコラクス物語り」と、山口県の魅力を研究した「今、わたしたちにできることと大切にしたい、一番好きな県だから」でした。

大学生が選挙啓発CMを作成 長崎県

長崎県選挙管は、二月二二日に投票が行われた知事選挙で、若年層の選挙への関心を高めようと、大学生が作成した選挙啓発テレビCMを放送しました。平成一八年の前回知事選挙に次いで二回目です。

県内の四年制大学在学生を対象に、十二月八日から二五日を募集期間とするコンテスト形式で行われました。絵コンテと企画書を提出し、優秀作品に選ばれるとCMテープまで自分たちで制作します。一五点の応募があり、最優秀作品には長崎県立大学情報メディア

ア学科の七人グループが制作した「ピース・オブ・ナガサキ」が選ばれました。学生や友人ら約七〇人の若者の笑顔が次々に登場し、その一枚一枚がピースになって長崎県が組み立てられていきます。優秀作品は、長崎大学の十二人グループが作成した「カッコイイ選挙」。二〇歳になった猫がストリートに投票を呼びかける内容です。

三三四円メニューで

投票を呼びかけ 石川県

石川県選挙管は、三月一四日に投票が行われた知事選挙で、投票日にちなんだ「清き一品 三三四キヤンペーン」を実施しました。

商品やサービスの価格を三三四円や三三四〇円などに設定してくれる店を募集したところ、コーヒー三三四円、おでん五品盛り合わせ三三四円、ワイン一本三三四円、アロハシャツ一枚三三四〇円、九〇分飲み放題三三四〇円、化粧品セット三三四〇円などなど、三四店（コンビニチェーンもあり）の協力が得られました。検索サイトのヤフーにバナー広告も出稿し、キャンペーンに参加した店舗やメニュー、商品を紹介する特設ページにリンクさせました。

高校三年生対象の選挙に関するアンケート 滋賀県

滋賀県選挙管・明推協は、県内の高校三年生を対象に選挙に関するアンケートを実施しています。二年度は調査期間を七月一日から九月一八日とし、学校の協力を得て各校で授業やホームルームの間に実施してもらい、対象者一万二五四〇人のうち一万一四〇四の有効回答（回収率九〇・九四％）がありました。

質問文は「政治家が出演している『日曜討論』『たけしのTVタックル』『サンデープロジェクト』『朝まで生テレビ』などのテレビ討論番組を見たことがありますか」「高校生が政治や選挙に関心を持つためには、何をすればよいと思いますか」「今、日本の政治が、取り組みまなければならない重要なこととは、何でしょうか」など一四問です。アンケート用紙は、家庭でも政治や選挙に関する議論が行われることなどを期待し、自宅に持ち帰ってもらうようお願いしています。

結果の主な特徴は次のとおりです。

- ①「選挙権があれば投票に行こうと思いますか」との問いに対しては、「行こうと思う」の割合が概ね増加傾向にあり、平成二一年度は六八・二％と平成一七年度と比較すると一〇・一ポイント増加している。「行こうと思う」理由は、「国民の権利であるから」が最も多く、「行こうと思わない」理由は、「投票しても政治がよくなると思っていないから」が最も多くなっている。
- ②「投票することが国・県・市町の政治や行政にどの程度影響を及ぼしているか」との問いに対しては、いずれも「非常に大きな影響を及ぼしている」と「かなり影響を及ぼしている」を合わせた割合が増加傾向にあり、また、身近な地方自治体の選挙の方が、投票の政治や行政に及ぼす影響度が大きいと考えられている。
- ③「今の日本についてどう思いますか」との問いに対しては、「経済的に豊かである」が減少し、「政治が取り組みなければならぬこと」との問いに対しては、「経済を発展させる」が増加している。

結果は、県選挙管HPに掲載されています。

南アフリカ

サッカー・ワールドカップが今年六月に開催される南アフリカ共和国。かつてはアパルトヘイト（人種隔離政策）により世界的な非難を浴びましたが、現在では、すべての民族が平等に扱われ、アフリカでも数少ない複数政党制が機能する民主主義国家の一つに数えられています。

民主化への軌跡

人口は四七九〇万人（二〇〇七年）。黒人（七九％）、白人（九・六％）、カラード（混血）（八・九％）、アジア系（二・五％）から構成されています。

この一割の白人によって、一九四〇年代後半から過酷なアパルトヘイトが行われてきました。この



政策には国内外から厳しい非難が浴びせられ、国連を中心とした経済制裁や内外の反アパルトヘイト闘争の激化により、撤廃に向けての改革が進展し、一九九一年には関連法が全面的に撤廃されました。

九四年四月、南ア史上初めて黒人を含む全人種が参加した総選挙（制憲議会選挙および州議会選挙）が実施され、アパルトヘイト撤廃を推進したアフリカ民族会議（ANC）が勝利し、反アパルトヘイトの闘士、マンデラ議長が大統領に選出されました。九六年には、新憲法が議会で採択されています（九七年二月に発効）。

大統領

大統領は、元首であり、国会の下院である国民議会の議決により選出されます。首相が置かれていないため、行政府の長も兼務し、内閣を組織します。任期は、憲法に具体的な年数が規定されていませんが、総選挙後に国民議会によって新大統領を選出することから、五年であるといえます。ただし、国民議会議員の三分の二以上が賛

成した場合は、免職されます。また、三期以上の多選は禁止されています。

現在の大統領（第十二代）はANC総裁のジェイコブ・ズマ氏で、二〇〇九年五月に就任し、貧困対策を最優先課題に掲げています。

国会

議会は二院制で、国民議会（四〇〇名、下院）と全国州評議会（九〇名、上院）とで構成されています。任期は、いずれも五年です。

国民議会の選挙区には、全国選挙区（定数二〇〇）と州選挙区（定数二〇〇）があり、州選挙区の定数は各州の人口比によって配分されています。両選挙区とも拘束名簿式比例代表制を採用しています。投票は一票制で、全国選挙区は各州の得票を合算し、議席が配分されます。

選出された国会議員は、政党政治が基本とされるため、党派の移動が憲法によって制限されています。

アパルトヘイト撤廃後に総選挙が四度実施されましたが、いずれ

もANCが勝利しています。〇九年四月に行われた総選挙でも、ANCが二六四議席を確保し、圧勝しました。投票率は七七・三％でした。

ANC以外の政党としては、オランダ系白人やリベラル派に支持基盤を持つ民主同盟（U.A、六七議席）、ANCを離党した議員を核とする新党・国民会議（COPE、三〇議席）、クワズールー・ナタール州を地盤とするインカタ自由党（IFP、一八議席）、などがあります。

全国州評議会は、各州一〇名ずつ選出される議員によって構成され、任期は五年です。常任議員（各州六名）と特別議員（各州四名）から成り、常任議員は州議会による間接選挙で選出され、特別議員は州政府の閣僚が兼任します。

州に影響する法案（教育、安全、福祉等）は全国州評議会が先議権を有していますが、外交、防衛等は国民議会に先議権があり、その後、全国州評議会で審議されることとなります。

～この人を見よ～

た ざわ よし はる
田澤義鋪



第6回 虚空に矢を射る

画／藤原良二



会員は
次のような手紙を
候補者に送った

選挙で、私はあなたを我々の代表として
最適任者と信じ、投票しました。
あなたの選挙費用として〇〇銭を送金いたします。
あなたの政見を徹底的に実行してください。

同盟会は
浜口雄幸内閣が設けた
選挙改正審議会に
連座制の制定と
政治教育の徹底等を
建議した

齋藤実内閣が設けた
法制審議会でも
選挙法改正を主張した



美濃部達吉

義務投票制に
すべし！

反対で
ある！

投票には有権者の
内面的な自覚の
裏付けがあるように
教育しなければ
ならない！

田澤義鋪



昭和10年 岡田啓介内閣が
各道府県に選挙粛正委員会を
設置したのを契機に、民間でも
同盟会、東京市政調査会など
14団体による「選挙粛正中央連盟」
が結成され、常任理事に就任した

パンフレットの配布
マンガ標語の懸賞募集
などの他、地域懇談会の
開催を呼びかけた



政治は徐々に不安定になる
昭和6年 満州事変
7年 5・15事件
8年 国際連盟脱退
11年 2・26事件



昭和5年と8年に計3回
青年団をテーマに
昭和天皇へのご進講を行い



9年には大日本連合青年団
理事長に就任した



田澤は2・26事件を
反乱であると捉えたが
軍部に否定的な態度を取ると
青年団の将来に累を及ぼし
また 自分の行動の自由が
制限されてはならないと考え
理事長を辞任した



昭和15年に大政翼賛会が発足し
政党が相次いで解散した



16年に太平洋戦争が始まり
17年には翼賛政治会が発足した

選挙粛正中央連盟も
加入を求められたが
田澤は断り
連盟を解散した



戦況悪化により
国民の不安が高まる中
田澤は 地域社会の
愛情を絆とする協力こそ
大事だと訴えた



昭和19年 香川県善通寺で
戦争の勝利を信じている人たちに
敗戦を予告し 祖国再建の覚悟と
心構えに言及した



しかし
その場で脳出血に倒れ
同地で静養するも
59歳の生涯を閉じた



田澤は本来官僚であったが
立憲政治の完成を念願して
何の野心も私欲もなく
一生を選挙粛正と政治教育に
ささげたのである



協会からのお知らせ

平成21年度明るい選挙推進優良活動表彰

今年度の被表彰団体は、右記の7団体です。3月4日の協会総会において表彰式を行い、副賞として各団体に活動奨励金を提供いたしました。この事業は、財団法人櫻田曾の後援により実施いたしております。各団体の活動内容は次号で紹介する予定です。

明るい選挙推進協会の中央研修会

協会は、3月4日と5日、東京都千代田区で平成21年度中央研修会を開催し、都道府県・指定都市の明推協会長と選管書記、市区町村明推協会長など約210人が参加され、活発な情報交換がなされました。

1日目の3月4日は、「優良活動」として表彰された上記7団体のうち、福島県選挙啓発ボランティア、見附市明推協、安芸高田市明推協、さぬき市津田松ぼっくりの会、学生団体ivoteの活動報告が行われました。

つづいて、「明るい選挙推進運動のこれから」をテーマにパネルディスカッションを行いました。パネリストは広島県明推協会長の岡山和彦さん、横浜市都筑区明推協会長の國分治雄さん、福井県明推協会長の中村保之さん、愛知県明推協会長の森正夫さん、神奈川県明推協会長の吉村恭二さん、青森県明推協常任委員の渡部一清さんで、コーディネーターは当協会常務理事の牧之内隆久が務めました。大きな転機に立つ明るい選挙推進運動について、フロアからの意見も交え、忌憚のない意見交換がなされました。このパネルディスカッションの内容は、次号で紹介する予定です。

2日目の3月5日は、「海外の政治教育」をテーマにシンポジウムを行いました。基調講演として、まずイギリスの政治教育について同志社女子大学教授の藤原孝章さん、つづいてドイツの政治教育について名古屋大学大学院教授の近藤孝弘さんにお話しいただきました。そのあと、お二人と沖縄県明推協会長で琉球大学教育学部教授の島袋純さんのコーディネートにより、パネルディスカッションを行いました。両国とわが国の違いの大きさに、聴衆の関心は大変高いものでした。このシンポジウムについても、次号で紹介する予定です。

若者委員会の開催

協会は、5日の中央研修会終了後に、①各地で明るい選挙の啓発活動に参加している若者が交流を深め、モチベーションをUPさせて活動の活性化を図ることと、②若者委員会として共同で実施する事業を模索することを目的に、若者委員会を開催しました。参加したのは、選管・明推協関連の15グループ29人のほか、学生団体ivote2人、BIGUP大阪2人、岡山県青年団協議会2人の計35人です。

今後、ご当地めいすいくんの活用、アンケート調査の実施、新有権者パンフレットの内容や配布方法、協会が運営する若者向けサイト・ポーターズモールへの企画参加などについて、みんなで考えていこうということになりました。

参議院議員選挙全国推進大会の開催のお知らせ

本年夏に予定される第22回参議院議員通常選挙に向けて、全国で明るい選挙推進運動に取り組んでいる推進委員等が相呼応して、明るい参議院議員選挙の推進の気運の醸成を図ることを目的に、6月7日(月)に、東京千駄ヶ谷の津田ホールで全国推進大会を開催します。ふるってご参加ください。

編集後記

●特集テーマは「18歳選挙権」です。18歳選挙権は世界の趨勢であり、日本においても今年5月から施行される国民投票法では、施行までに選挙権を18歳以上とすることを求めています。市民性教育普及の観点からも大きな期待が寄せられています。しかし、民法の成人年齢との整合性、根強い成人年齢と成熟年齢とが乖離しているとの論、過半数が反対している世論の動向など、クリアしなければならない点があります。問題点の整理と今後の課題について、明治大学政治経済学部教授の井田正道さん、参議院主査の宮下茂さん、精神科

医の斉藤環さん、立教大学文学部教授の田中治彦さん、元中国新聞論説主幹で広島県明推協会長の岡山和彦さんにご寄稿いただきました。

●田澤義鋪の最終回のタイトルは「虚空に矢を射る」です。田澤の考え方と行動力は、現代の明るい選挙推進運動にとっても大いなる指針ではないでしょうか。

●次号の発行は5月中旬の予定です。海外のシティズンシップ教育、絵本とも新連載がスタートします。ご期待ください。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0076 東京都千代田区五番町14番地 国際中正会館 7 階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉akaruisenkkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

おしゃべりな魚。



ご主人に、お子様に、ご近所の
あの人に、ひとこと「言いたい」
ことがある。身近な人なら言える
ことでも、相手が政治や社会なんて
大きくなると、なかなか声が届かな
い、なんてあきらめていませんか。
ふだん伝えられないあなたの
「言いたい」ことを政治に届ける、
選挙はそんなあなたの意見を
生かす絶好のチャンスなのです。
夢、生活、未来、政治。みんな
どこかで、つながってる。